

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637</a>

默認耕作地明渡要求

(北米局長参考用)

42. 1

### 黙認耕作地について

#### 1 黙認耕作地

米軍が接収した用地のうち、緊急な必要がなく、また琉球經濟上の最上の利益に合致すると思めるものについては、所所有者の一時使用が認められており、これが黙認耕作地である。これは、米軍の自由裁量に任し、何時にも一時使用の取消しを行なうことができるものである。（別添「高麗弁務官布令第20号「債権の取得について」第1条）

#### 2 黙認耕作地面積（40年6月15日現在）

軍用地 3万9百町歩（沖縄總面積の13.9%）のうち  
黙認耕作地は 645百町歩、即ち軍用地の21.0%  
を占めている。

#### 3 黙認耕作地の取消し

ベトナム戦争の激化とともに、基地拡張の理由で  
1965年7月から1966年11月までにかけて那覇エア  
ベース内と那覇軍港地域内で 34所 36800坪  
(約12町歩)、読谷村ホーロー射撃場や読谷  
(舊糸満基地の北側)

GA-6

外務省

飛行場内で 64所、148,000坪（約49町歩）、  
コガ市白川原一帯の弾薬倉庫地域で 107,000坪  
(36町歩)、嘉手納村空軍基地地域で 57,000坪  
(19町歩)、その他宜野湾市、石川市、具志川村、美里  
村、伊江村、北谷村など併せて 30,000坪  
(10町歩)が次々と取り~~消され~~（消し）  
更に 47,000坪（16町歩）がついで取り~~消す~~（消し）  
予定がある。（日弁連沖縄問題調査報告書  
(四)軍用地接収向是調査の概要 51）。

GA-6

外務省

## ○貸借権の取得について

(1959年2月12日  
高等弁務官命令第20号)施行 1959年1月26日  
命令 1952年3月11日 改正第1号琉球列島米国民政府  
高等弁務官室

A.P.O. 331

1959年2月12日

## 1. 賃借権の取得について

## a. 不定期賃借権

不定期賃借権又は指示されない期間等を定めず、一定期間の期間に定めず、定期的又は不定期のものとし、かかる期間の期間もあらず、常に(又は)当該土地の地上物件の完全、かつ、抜本的使用、占有及び所有に及ぶ権利。合衆国は、琉球政府行政主導にて、書面をもつて少なくとも60日前に告し、かつ、この旨告げを所轄巡回及び市町村役場にも提出することにより定期で、この賃借権を終了する権利を有する。公衆の目立つ易所にて、この権利終了する旨告げを有する者は、当該市町村の責任とする。権利終了告白には、権利終了の日から少なくとも30日

〔誤認書〕

前に記載をもつて地主から琉球政府並てに復元要求の通知があれば、合衆国は、貸借土地の復元にあたつて何をすべきであるかを決定し、又は損害が生じた場合にその復元に代えて支拂うべき賃借額を決定するために琉球政府及び地主、その代理人又は裁判所裁決人と裁判所すべきことを明示する。合衆国は、すべて合衆國がこれを撤去し、又は処分することができる。合衆国は以元又はそれに代る損害補償又は償了すれば、当該土地に残存するいかなる物件の所有権をも放棄したものとみなす。

合衆国に緊急が必要なく、また琉球政府の取扱いに合致するならば、合衆国はその規定した条件のもとに貸借土地を一時使用する特権を附与又はその他の方法で付与することができる。ただし、合衆国はその自由被置により何時でもこの特権を取消すことができる。いかなる法令もここに述べた賃借権を制限し又は侵害するものと解してはならない。

## b. 5ヶ月賃借権

前項に規定された合衆国の終了権の下に期間を5年の定期とする以外は、前述の不定期賃借権と同一の条件を有する権利。

## c. 取得

a. 通常の場合においては、土地に対する権利及び(又は)地上物の所有権は、合衆国による取用のため琉球政府が接觸手続によりこれを取扱う。合衆国による取用は、当該権利の取扱いについての琉球政府と明瞭地主との接觸が不成功に終った後でなければ

第三編 民法(第七) 土地

合衆國の取扱いによる

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

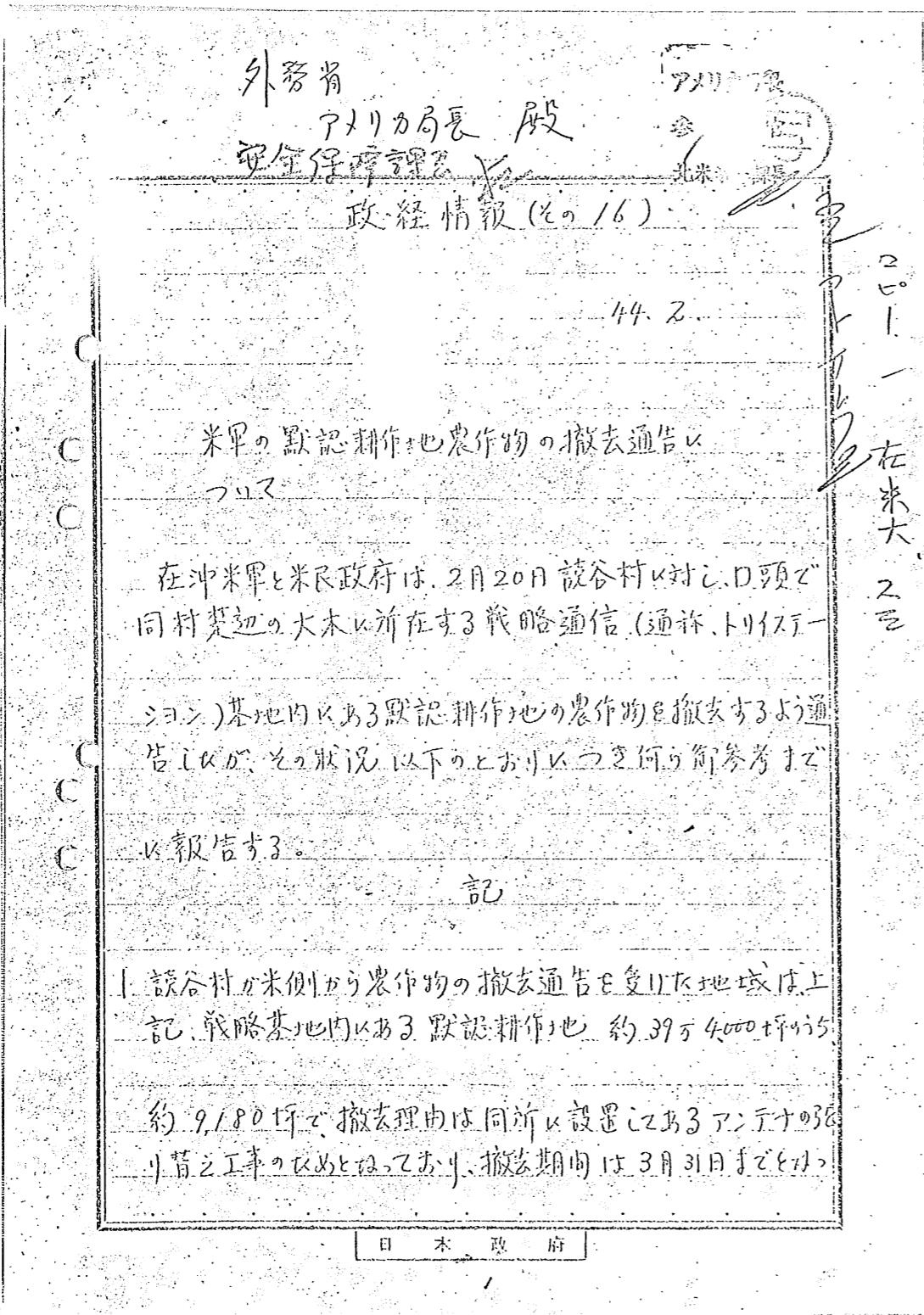
接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て

接觸の結果を以て



てり3。米側の説明によれば、改設のアンテナは約10年前に設置された旧型で、これを最近型へ設置替えするため今後は撤去要請面積 約9,180坪のうち 約5,000坪は工事が終了しても農作物の耕作許可を払い下げてあるという。

2. 撤去通告を受けた地域での耕作者数は、いまどき米側が正式に境界線の測定を行なっていないため、はつきりしていないが、談谷村当局の調べによれば 約30名となり現在、甘蔗を中心とするサトウキビが植え付けられている。

3. 撤去通告を受けた談谷村では、今後、他の默認耕作地にも同様の通告が行われるのではないかと事態を重視し、連日、琉球政府および関係耕作者と協議を行なっているが、該地は軍用地として接收され、耕作者も米側から地代の支払いをうけているところから、米側に対する強く抗議することはむがえ、正式通告がありま。

日本 政府

陸軍省

(写)

琉球列島米国民政府

HCR1-LE

1969年2月24日

標題：軍用地(島居ステーション)の使用について

- あて：琉球政府行政主席
- 1. 別添の図面に赤線で区画された小さい面積の軍用地を箇  
○ 2. 许は施設工事のため1969年3月31日まで明渡しを必要とさ  
れています。使用機關は、なるべく耕作地を追跡的に利用  
し、以下に示す如き、施設の結合かけ管理区域内に置くこと  
○ 3. によって土地の需要を絶対的最少限度に抑止しようとし、現在  
の砂糖キビメリ入の時から終り後で工事を始めるとかで  
きるに計画と立てています。農耕者は、現に砂糖キビの収穫  
を行なってます。
2. 建設工事の性質にかんがみ、当該地域を農耕許  
可書から撤回する必要があります。その面積は現在327  
エーカーあります。したがって、工兵隊は免許証を改正します。
3. この要求を読谷村長と関係農夫に伝えようと安にすべて  
の農作物を1969年3月31日までに撤去するよう、正式

琉球政府を通じて撤去要請地域にかかる「駆除  
黙認耕作地」を許可するよう要請するとの態度をとつて

なお、今回の撤去通告に対し、村民は比較的冷靜  
な態度をとっています。此処在まで激しい反対運動等  
の動きはありません。

(以上)

本件写付先  
外務省アメリカ局長

日本政府

に伝えてもらひたい。

民政官に代りて

後務官

別添一件

軍務大尉

スケッチ(号1.2部)

印古トレイナー

半保老  
アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長



政経情報(その18)

44. 2. 28.

宜野湾市における米の黙認耕作地明け渡し  
要請について

(附) 政経情報(その16)

2月25日、地元紙は一斉に「米軍普天間マリン航空隊  
よ、このほど宜野湾市に対し、基地内にあつた黙認耕作地

5月以降、耕作は許可されないだろ」と口頭で通告され  
報道した。

これを受けて、26日付の本上級「読売」、毎日などは、  
本件より前に読谷村においても黙認耕作地の取扱い

(注、後者については、政経情報(その16)より報告済)  
事例をとりまとめて、「黙認耕作、禁止通告相次ぐ、沖

日 本 政 府 基地強化進める」といふ内容記事を掲載して

要處理
首席事務官
南
涉外調査
漁業
航空
科学能力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

144. 3. -3

日本政府

124

い。後述する事実のとおり、いずれも内容的には格段の誤りはないが、「毎日」の記事は、新規土地耕作

である昆布の例と、默認耕作地の取り上げである美里読谷、宜野湾の事例などを混同している。(特に入江からの默

認耕作地の取り上げの事例は上記3件の中、別添、法務局土地課作成の資料(ご参照)の考慮のため。

そこで前題に同じく、琉球政府について状況を聴取したところ以下のとおりの趣につき、何より御参考まで報告

する。

記

1. 今回の耕作不許可通告は、2月5日開催を経て宜野湾市琉球親善委員会の席上、普天間マリン航空隊司令官から

同会に出席して宜野湾市長に対して非公式に口頭で默認耕作地の明け渡しを要請(貯蔵、宿舎、ゴルフ場およびグ

ランド建設)ため約2万4000坪の默認耕作地を本年4月末日までに明け渡してもらっている。同地成

は5月以降、耕作許可是(は)い。)がなされないのであるが、2月26日現在、宜野湾市当局および琉球政府セ

イナビ正式な通告は送りておらず、米政府セマリン航空隊から本件に関する連絡を受けたのは5月である。

2. 明け渡し要請のある地域は、宜野湾市喜名部落

野嵩部落等にかけて所持する上記航空隊基地内の默認耕作地 8万6,904坪のうち約2万4000坪であ

って、該地域は、終戦以来軍用地として接收され、1954年頃から默認耕作地として耕作されてい

る。軍が正式に默認耕作地として許可したのは1964年5月1日で、許可期間は5年となつている。

3. 現在、明け渡し要請のある地域では、260本帯(宜野湾市当局調べ)が、1年毎に航空隊から通行

許可証をもらって耕作しているが、明け渡し要請地域は90%が甘蔗畑で他の甘藷、そばが植えつけられ

日本政府

2

日本政府

3

れており、ここからの甘庶の年間収穫高は500トン、約8,300ドル位のぼとという。

4. 明渡しを要請を受けた宜野湾市当局は、該地域での耕作者が多く、しかも同地域の耕作によって得りの

収入を得ているところから事態を重視し、関係耕作者、琉球政府等と協議を行なっているが、先の諺谷村の場合

合と同様、耕作者が軍用地料の支払いを止めるとともに米側に強く抗議するに至りかえ、正式通告をまつて

地域の縮小やまと得られ場合は1ヶ月延長をう縛りで米側と折衝する方針である。

一方、関係耕作者とはじめ住民も仕方がないといつて更に力を出すものが多いといわれており、現在まで激しい反

対運動等の動きが続いている。

5. 1968年以降、米軍の認可耕作地の農作物搬出通牒

を行なつたのは、先の諺谷村および本件を含めて8件であるが、うち5件は通信施設の拡張工事等に伴うものである。

日本 政府

4

6. 上記のような黙認耕作地の取り上げが、米軍の基地機能強化を意味するかどうか、また意味するとはすれば、

どのような軍事上の要請に由来するものであるか、この範囲内に正確に答えることは難いが、一つ考

え方として原水協(前会党系)筋では、黙認耕作地の取り上げに必ずしも深刻な受けとり方をしておる。

すなはち新規土地接收を行なう力を既に失せておる現在(注)において、昆布の土地接收は多く行なわれね

いであるが、昆布で土地収用の動きを中止すれば、人民党の勢力が他の地域における黙認耕作地取り上

げ反対等に転用されてくるのを防止するため、米は昆布に同心をつねきとめていきながら、とくに國筋は言つておる。

既得の軍用地を限界いっぱいまで活用しようとする米軍の姿勢を示すものと見て取れる。

ただし、黙認耕作地の取り上げ理由が、通信施設の機能刷新のための建て替ひであることをばくは注目に

日本 政府

5

ついで、さういふにせば、原水協では、弾薬施設等を含  
み、やつて大きは沖縄基地の更なる着目しているよ

(つづいてある。この頂、別信で詳報する。)

(以 上)

外務省アメリカ局長

日本政府

(別添)

黙認耕作地における農作物の撤去状況 (1968年1月～1969年1月)

市町村名	撤去要請 月 日	撤去期日 (昭和)	撤去面積面積 (ha)	撤去理由	撤去中の耕作物 況	単位設名	撤去実績の経過		
							撤去面積	工事進捗状況	備考
新井村	1968年 2月9日	1968年 3月1日	7.448.100	2本のアーチ橋公 地下ケーブル設置 甘蔗生産植付	定期面積 7.448.100 甘蔗生産植付	新井向交通所	撤去前	工事中	定期面積の割合 新井口許可 2.330.000 耕作地 (2.5ha) × 100% = 33.333.333
	1968年 6月10日	1968年 8月31日	15.912.100	通信アンテナ設置 施設物の設置	定期面積 11.114.00 甘蔗生産植付 5.018.000.000 232603	尼瀬通信所	未撤去	未着工	定期面積 15.912.100 (定期面積のうち不適切な小地)
同上	1968年 11月19日	1969年 3月1日	8.6904.00	通信施設、 杭張	定期面積 5.264 甘蔗 330.00 甘蔗生産 19614	同上	撤去前	工事中	定期面積 8.6904.00
	1968年 12月12日	1969年 3月31日	48.188.100	施設打厓	定期面積 8129.364 甘蔗、甘藷、生産植付	喜平納空港基地	一部撤去前	一部工事中	同上
九合村	1968年 12月10日	1969年 3月31日	1.126.100	7工人の建設	定期面積 1126.100 甘蔗 645.700 甘藷、生産 499.400	同上	未撤去	未着工	定期面積 1126.100 耕作地農耕可能
	1969年 2月4日	1969年 2月10日	440.00	定期面積	定期面積 60.00 甘蔗 60.00	尼瀬通信所	撤去前	未着工	定期面積 60.00

日本政府

<p style="text-align: right;">アメリカ局長 参事官 北米オ一課長</p> <p style="text-align: right;">5</p> <p style="text-align: right;">支那課長</p>	<p style="text-align: center;">政経情報 (その2)</p> <p style="text-align: center;">44. 8. 10.</p> <p>読谷村における米軍の黙認耕作地 明け渡し要請について ―― 読報、対策、政経情報 (その16, その18)――</p> <p>本題については、対号で報告のとおり米軍および米民政 府は、2月20日読谷村当局に対して、口頭で明け渡し方要請 にとどめであるが、米側は2月28日、文書をもって琉球政府 に正式に明け渡し要請を行なった。</p> <p>その状況等、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 明け渡し要請文は別添のとおりであるが、その内容は、 (1)施明け渡し要請地域は3.2ヘクタール(3.5エーカー)で、施 設工事のため本年3月31日までに明け渡しから必要である。 (2)該地域は、施設の性質にかんがみ農耕許可を施</p>
<p style="text-align: right;">調理 首席事務官 通商 涉外課 漁業 船舶 科学協力 連絡調整 調査 力ナダ 局庶務</p> <p style="text-align: right;">支那課長</p>	<p style="text-align: center;">日本政府</p> <p style="text-align: center;">225</p>

回す必要がある。

(3)明け渡し要請のあったこと正読谷村と關係耕作者に正  
式に伝えてもらつて、早せたつてある。

2. 明け渡し要請文を受理した琉球政府では、直ちに読谷  
村当局に連絡する一方、米側との折衝資料にするため該  
地域での耕作者について、明け渡し後の生活に対する影  
響等の調査を行なつてあり、これらの調査結果をもて読谷  
村と対策を本協議し、米側と折衝に入り予定である。

最終的には、対号で報告のとおり該地域は軍用地で  
あり恩恵的に耕作が許可されているところから、耕作取  
り消し地域の縮小、該地域にかかる代替黙認耕作地の  
許可の要求という限で折衝を行なう方針である。

于に、読谷村でもいよいよ対策は決定してから近日に  
開催された定例議会において協議する趣である。反対  
抗議という強烈な態度で、琉球政府の方針に沿って  
問題解決をいためのとみらぬ、心最近にいたり本局

題について人民党から読谷村当局および関係新作者に対する  
強力な反対運動を行なうべきであるとの働きかけが行な

われている題である。

3. 政経情報その1)で報告した宜野湾市における黙認耕  
作地の明け渡し要請問題は、2月29日、宜野湾市長が普  
天間マリン航空隊司令官と会見して折衝した結果、

新規施設は現在耕作中の農地(黙認耕作地)は避け  
て、非耕作地に建設する。もし耕作中の土地に建設

しなければならぬ場合は必要最少限度の土地しか使用  
しないこととして合意がついた。

これに因り、宜野湾市では、本問題は米側と折衝の  
結果、米側が要請を撤回したところたちで解決した

とみており、先に明け渡し要請があった地城は、これまで  
どおり耕作は許可されるとしてある。

本信写送付先  
外務省アメリカ局長

日本政府

北米局長 参事官 読谷課長	
<b>政経情報(その3)</b>	
<p><b>読谷村默認耕作地の農作物撤去通告取消しに至る経緯について</b></p>	
<p>(このたび(4月13日)、やねて米軍当局から本年4月15日までに明け渡しを通告されて、 読谷飛行場内の默認耕作地について、米軍当局(米陸軍司令部、D.E.)から琉球政府及び読谷村当局に対し同地域の撤去通告を取り消す旨の口頭で伝達があったのに、これに関する経緯について関係当局(琉球政府)から入手した情報を次のとおり報告する。</p>	
<p>記</p>	
<p>1. 農作物撤去通告に関して</p>	
<p>本年3月21日付 HCR1-LE 首題「読谷飛行場における物件の明け渡しについて」をもって米軍当局(D.E.)から琉球政府を通じて読谷村長あて 本年4月15日までに当該地</p>	
総理府	1109
<p>域における農作物その他の物件の撤去が通告された。撤去理由としては、読谷飛行場内に新しい収容舎を建設するためとのことであった。(注1)</p>	
<p>(注1) 当該施設は常時使用されるものではなく、米陸軍が大挙駐するにあたるために、収容能力1万5千人の大規模な兵舎を建築し兵站補給に利用できるものを予定していたようであり、この点については文書ではいつきふれず、琉球政府の関係責任者だけに口頭で通告されていたようである。</p>	
<p>工事期日は4月16日以後おそらく6月中旬頃までに着工する予定であった。</p>	
<p>前記撤去通告の文書に接した琉球政府では直ちに(3月20日)、法務局土地課・新垣 (注2) 補償係長他1名を現地調査に派遣したところ、関係地域の現況は次のとおりである</p>	
総理府	

つたものとしてある。

米側から

(注2) 二の 現地調査には、民政府涉外局  
原田副次官、同広報局、サムエル・北村広報官

同法務局土地課、井上係官、DE不動産部 ブセント  
氏、米陸軍側、ラト一報道官、モラード中佐<sup>トマス</sup>、  
エンジニア 某氏、村当局から 池原村長、知花  
村議長、町田土地係村吏員が立ち会った。

撤去面積は 141エーカー(172,608坪)で  
その内訳は 国有地 100.4エーカー(122,906坪)  
個人有地 40.6エーカー(49,701坪)である。

前記 撤去面積 141エーカーは 1965年12月  
から 1966年4月までに撤去要請のあった地

域含めて 今回新たに要請のあった 29エーカー  
(35,500坪)を含めての総面積である。

耕作が 現になされている地域は 62エーカーで  
あり 他は 非耕作地である。耕作地の現

総理府

況は、25エーカー(30,604坪)が甘藷と僅かでは  
あるが 鮑菜、37エーカー(45,294坪)がサトウ

キビである。甘藷は 25エーカーのうち 2エーカー  
(2,448坪)がすぐに収穫され残り 23エーカー  
(26,931坪)

が収穫期にあり、いつでも収穫可能である。収穫  
期に至らば、残り 1エーカー(1,224坪)は損

害を受けた状態にある。

サトウキビは 37エーカーのうち、すでに 31エーカー

が収穫済みであり 4エーカー(4,896坪)は収穫  
期にあり、残り 僅か 2エーカーについて 収穫が

無理で 損害を受けることになる。

## 2. 撤去通告取消しに関して

半農半漁の村議会は 撤去反対の決議  
を行は、村当局も 米軍当局へ 農耕地の

継続默認耕作を陳情しようとしていたところ、

総理府

突然、4月13日午後3時30分から4時40分までの間、読谷通信部隊で行はれられて  
(TORII STATION)。

米琉親善委員会委員長(読谷通信隊司令官)  
空軍代表(司令部付大尉)、DE(ビーセオ氏)

陸軍報道部(ミセス・デニクテル通訳) 民政府  
(シーハン課長 井上通訳) 琉球政府(久具  
士地)

法務局長(他1名)、および読谷村当局(把原  
村長(他)2名)の会合で、ハイエニス

委員長から「現在のところ、米軍の当該地域  
の必要性に変更があり」<sup>(注3)</sup>、農作物撤去

を将来に延期する<sup>ニシ</sup>、~~まで~~まに、4月15日  
までに撤去を要請した前記通告書を取下す

ける。しかし将来撤去があるかもしれないこ  
とに~~つ~~いとは了解してもらい、旨口頭で

通告された。

(注3) 計画変更の理由については明確にされていない。

總理府

これに関して未確認情報であるが、<sup>さき</sup>に読米  
後の松岡主席が東京で琉球新報社の筆者  
記者会見の席上、非公式に漏洩<sup>あはれ</sup>事件の中、「米本  
国では現在、沖縄駐留の米軍が東北しているので、  
住民感情を考慮してなるべく1ヶ月にまとめるよう  
努力しているらしい」といつた意味のことを語っていた  
ようであるが、<sup>あるは</sup>これが、この事情によるものがあるかも  
しれないとも考えられる。

黙認耕作  
したがって、本件~~撤去~~撤去の問題に因る琉  
球政府としても一応解決したものとホットして

いる。もつとも米軍の撤去通告取消しに因  
る条件が附されており、以後サトウキビ  
の植付けは禁止され、ライセンスの交付もな  
いこととなっている。(注: DE側の意向は、当

該地域は1966年8月に耕作許可証の期限  
が切れ、その後更新はしていないことであ

る。)

なお、新たな問題として、読谷村の産業味と

總理府

波平との間を走り、かつ 海軍施設に通ずる既設の送電線が 航空機(軍用機)

の発着の際の支障 および 合同の影響をさけるために 地下ケーブルに変更、そのため

幅員 30 フィート、長さ 3,000 フィートについて工事をする  
必要から その部分に当る地域には、  
(注4) は農

作物の撤去を 1967 年 4 月 30 日までにしてもらいたい、工事が完了次第再び 獣認耕作を認め

る旨の通告が 前記 親善委員長(ヘイデンズ中佐)  
を通じて 米軍当局から 読谷村側に なされた

が、二の件については 村側としては了解する旨回  
答したことである。

(注4) 当該地域は 国有地となつてゐるところである。

總理府

(追報)

。 読谷村の 獣認耕作地の 撤去期日等について

読谷村の 予備飛行場等の 設置のための 獣認  
耕作地の 撤去状況については、調査の結果  
次のとおりである。

(1) 部隊飛行場 1 件 14,688 坪

撤去要請 1966. 1. 3

撤去期日 1966. 1. 10

耕作地面積 9,792 坪 (内 9,633 坪)

施設完了後 農耕は 許されない。

(2) 予備飛行場の追加 1 件 97,920 坪

撤去要請年月日 1966. 1. 20

撤去期日 1966. 2. 23

耕作地面積 73,440 坪

(内 48,960 坪 けさひ畠)

施設完了後 農耕は 許されない。

(3) 通信施設置場 1 件 2,692 坪

撤去要請年月日 1966. 4. 21

撤去期日 1966. 5. 30

耕作地面積 1,346 坪 (内 979 坪)

施設完了後 農耕が 許される。

總理府

(4) 電送線埋設工事および受信所 1件

撤去 3,672 坪

撤去要請年月日 1965.11.12

撤去期日 1965.12.15

耕作地面積 3,496 坪

(うち 1,897 坪はさび畠)

施設完了後 農耕が許される。

(5) 射撃場設置 1件 26,560 坪

撤去要請年月日 1965.11.23

撤去期日 1965.12.15

耕作地面積 11,138 坪

施設完了後 農耕 (うち 9,792 坪はさび畠)

が許される。

(6) 地下通信施設 1件 2,827 坪

撤去要請年月日 1965.12.6

撤去期日 1965.12.15

耕作地面積 大部分さくさび

施設完了後 農耕が許されるかどうかについては、あとで通知することとしている。

総理府

ス

。嘉手納村の默認耕作地の接收期日等について

(1) 2ススク坪

撤去要請年月日 1965.11.22

撤去期日 1965.12.15

耕作地面積 2ススク坪のうち 1,897

坪はさび畠

施設完了後 農耕が許されるかどうかについては、まだ未定である。

(2) 26,316 坪

撤去要請年月日 1966.3.24

撤去期日 1966.3.30

耕作地面積 21,114 坪

(うち 4,590 坪はさび畠)

施設完了後 農耕は許されない。

。美里村の默認耕作地の接收期日等について

接收目的 泡瀬通信分隊の施設設置

撤去要請年月日 1966.5.2

撤去期日 1966.5.26

耕作地面積 734 坪 (さび)

施設完了後 農耕が許されるかどうかについては、まだ未定である。

総理府

3